

## 各種申請書類の押印廃止について

令和3年1月1日以降にご提出いただく弊社業務の申請書類について、押印不要で手続きができますので、下記のとおりお知らせ致します。

手続き	書類	捺印の位置	要否	備考
確認申請	確認申請書	申請者印	不要	
		設計者印	不要	
	委任状	建築主印	必要	
	各種申請図面	設計者印	不要	「設計者の氏名」は必要
		訂正印	必要	
	構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書	設計者印・ 割り印	必要	
	地盤調査結果報告書	設計者印	不要	
	既存不適格調書		不要	
	現況の調査書		不要	
	建築確認事前審査願書		不要	
	工事監理者届		不要	
建築工事届	除却施工者	不要		
仮使用認定	仮使用認定申請書	申請者印	不要	
	委任状		必要	
	取り下げ届	建築主印	必要	
代理人印		必要		
中間検査・ 完了検査	中間検査申請書・ 完了検査申請書	申請者印	不要	
		工事監理者印	不要	
	委任状	建築主印	必要	
	追加説明書（完了検査）		不要	
	工事監理報告書		不要	
	建築設備工事監理報告書		不要	
	コンクリート工事計画・結果報告書		不要	
	鉄骨工事施工状況報告書		不要	
昇降機施工状況報告書		不要		
届出	建築主等変更届		必要	
	確認申請取り下げ届		必要	
	工事取り止め届		必要	
	軽微な変更報告書		不要	
	地名地番変更届		必要	

※住宅金融支援機構適合証明（フラット35）については、現時点では当面の間、押印が必要となります。

※各法定様式が改定されますが、当面の期間、旧様式を用いて押印を省略いただくことについては支障ありません。